

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区内1番1号
北九州市役所

目 次

条 例	ページ
○ 北九州市市税条例の一部を改正する条例【財政局税務部税制課】	5
○ 北九州市市民センター条例の一部を改正する条例【市民文化スポーツ局市民部市民センター室】	8
○ 北九州市環境ミュージアム条例の一部を改正する条例【環境局環境政策部環境学習課】	9
○ 北九州市響灘ビオトープ条例【環境局環境未来都市推進室】	11
○ 北九州市水道法施行条例【上下水道局給水部計画課】	14
○ 北九州市下水道条例の一部を改正する条例【上下水道局下水道部下水道計画課】	16
規 則	
○ 北九州市響灘ビオトープ条例施行規則【環境局環境未来都市推進室】	19
上下水道局	
○ 北九州市水道法施行条例の施行に関する規程【上下水道局給水部計画課】	21
○ 北九州市下水道条例施行規程の一部を改正する規程【上下水道局下水道部下水道計画課】	24

本号で公布された条例等のあらまし

◇北九州市市税条例の一部を改正する条例

グリーンアジア国際戦略総合特区内に設置される指定対象事業及び貸付対象事業のための施設等に対する固定資産税について、課税免除を行うことにしました。

この条例は、平成24年10月4日から施行することにしました。

◇北九州市市民センター条例の一部を改正する条例

市民サブセンターを次のとおり新設することにしました。

名 称	位 置
北九州市立松ヶ江北市民センター 伊川市民サブセンター	北九州市門司区大字伊川1462 番地の1

この条例は、規則で定める日から施行することにしました。

◇北九州市環境ミュージアム条例の一部を改正する条例

体験型環境学習事業に係る利用料金の上限額を次のとおり定めることにしました。

一般	1人1回	2,000円
高等学校の生徒以下の者及び教育課程に基づく教育活動として利用する当該者を引率する教員		1,000円

この条例は、平成24年10月5日から施行することにしました。

◇北九州市響灘ビオトープ条例

若松区響町二丁目の一般廃棄物の最終処分場の跡地につくり出された貴重な自然環境を保全するとともに、生物の多様性の確保その他の自然環境の保全に関する学習及び交流の場を提供し、もって自然と共生する社会の実現に資するため、この条例を制定することにしました。

主な内容は次のとおりです。

- 1 名称及び位置を次のとおり定めることにしました。

名称	北九州市響灘ビオトープ
位置	北九州市若松区響町一丁目126番1及び響町二丁目

- 2 北九州市響灘ビオトープ（以下「ビオトープ」という。）において行おうとする際に市長の許可を受けなければならない行為を定めることにしました。

- 3 ビオトープにおいてしてはならない行為を定めることにしました。

- 4 ビオトープの使用料を次のとおり定めることにしました。

区分		使用料				
施設	ビオトープ園	入園料	区分		一般	小・中学校の児童及び生徒
			個人	1人 1回	円 100	円 50
			団体（30人以上）		80	40
	講義室	1時間又はその端数ごとに1,600円				
設備	映像設備	1時間又はその端数ごとに1,500円以下の範囲内で規則で定める額				
	音響設備	1時間又はその端数ごとに500円以下の範囲内で規則で定める額				

- 5 ビオトープにおいて、上記2に係る行為を許可を受けないでした者及び上記3に係る行為をした者は、5万円以下の過料に処することにする等、罰則規定を定めることにしました。

この条例は、平成24年10月6日から施行することにしました。

◇北九州市水道法施行条例

水道法の施行に関し必要な事項を定めるため、北九州市水道法施行条例を定めることにしました。

主な内容は、布設工事監督者に監督業務を行わせる布設工事並びに布設工事監督者及び水道技術管理者の資格です。

この条例は、平成24年10月4日から施行することにしました。

◇北九州市下水道条例の一部を改正する条例

下水道法の一部改正に伴い、公共下水道の構造の基準及び終末処理場の維持管理に関する規定を定めることにしました。

この条例は、平成24年10月4日から施行することにしました。

◇北九州市響灘ビオトープ条例施行規則

北九州市響灘ビオトープ条例の施行に関し必要な事項を定めることにしました。主な内容は、北九州市響灘ビオトープの供用時間、休業日、設備の使用料等です。

この規則は、平成24年10月6日から施行することにしました。

北九州市市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年10月4日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市条例第37号

北九州市市税条例の一部を改正する条例

北九州市市税条例（昭和38年北九州市条例第85号）の一部を次のように改正する。

付則第15条の2各号列記以外の部分中「付則第15条の4」を「付則第15条の6」に改め、同条に次の6号を加える。

- (5) グリーンアジア国際戦略総合特区 総合特別区域法（平成23年法律第81号）第8条第1項の規定により国際戦略総合特別区域として指定されたグリーンアジア国際戦略総合特区をいう。
- (6) 認定国際戦略総合特別区域計画 総合特別区域法第14条第1項に規定する認定国際戦略総合特別区域計画をいう。
- (7) 指定対象事業 総合特別区域法第2条第2項第2号イ又はロに掲げる事業であって、グリーンアジア国際戦略総合特区に係る認定国際戦略総合特別区域計画に定められたものをいう。
- (8) 貸付対象事業 総合特別区域法第2条第2項第3号に規定する国際戦略総合特区支援貸付事業による資金の貸付けを受けて行う事業であって、グリーンアジア国際戦略総合特区に係る認定国際戦略総合特別区域計画に合致するものとして市長が認めたものをいう。
- (9) 指定法人 総合特別区域法第26条第1項に規定する指定法人をいう。
- (10) 指定特定事業法人 総合特別区域法第27条第1項に規定する指定特定事業法人をいう。

付則第15条の4の見出し中「固定資産税」を「付則第15条の3の規定による固定資産税」に改める。

付則第15条の5を次のように改める。

（グリーンアジア国際戦略総合特区内に設置される指定対象事業及び貸付対象事業のための施設等に係る固定資産税の課税免除）

第15条の5 指定法人又は指定特定事業法人が平成24年4月1日から当該法人に係る総合特別区域法施行規則（平成23年内閣府令第39号）第17条第5項及び第20条第5項に規定する指定の有効期間（当該期間の変更があった場合にあっては当該変更後の期間）の満了の日又は平成29年3月31日のいずれか早い日までの期間内に取得した指定対象事業の用に供する家

屋及び構築物（グリーンアジア国際戦略総合特区内に所在するもので、かつ、一の家屋及び構築物の取得価額が1億円以上のものに限る。次項において同じ。）並びにこれらの敷地である土地に対しては、第42条第1項の規定にかかわらず、当該家屋又は構築物に対して新たに固定資産税を課すべき年度から3年度分の固定資産税に限り、これを課さない。

2 貸付対象事業を行う事業者が平成24年4月1日から平成29年3月31日までの期間内に取得した当該貸付対象事業の用に供する家屋及び構築物並びにこれらの敷地である土地に対しては、第42条第1項の規定にかかわらず、当該家屋又は構築物に対して新たに固定資産税を課すべき年度から3年度分の固定資産税に限り、これを課さない。

3 前2項に定める者が当該各項に定める期間内に、グリーンアジア国際戦略総合特区内において当該各項に定める事業の用に供するものとして取得した償却資産（構築物にあっては一の構築物の取得価額が1億円以上のものに限る、建物の付属設備にあっては当該事業の用に供するものとなるべき建物の付属設備の取得価額の合計額が2,000万円以上となる場合の当該建物の付属設備に限り、工具、器具及び備品又は機械及び装置にあっては1台又は1基（通常1組又は一式をもって取引の単位とされるものにあつては、1組又は一式とする。）の取得価額が2,000万円以上のものに限る。）のうち、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）別表第6の適用を受けるものに対しては、第42条第1項の規定にかかわらず、当該償却資産に対して新たに固定資産税を課すべき年度から3年度分の固定資産税に限り、これを課さない。

付則第15条の5の2を削る。

付則第15条の6を次のように改める。

（付則第15条の5の規定による固定資産税の課税免除の適用を受けようとする者がすべき申告）

第15条の6 前条の土地、家屋又は償却資産（以下この条において「対象資産」という。）について、同条の規定の適用を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申告書に市長が必要と認める書類を添付して市長に提出しなければならない。

（1） 納税義務者の住所及び氏名又は名称並びに法人にあっては、その代表者の氏名

（2） 対象資産の取得年月日及び取得価額並びに土地にあっては当該土地の所在、地番及び面積、家屋にあっては当該家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積、償却資産にあっては当該償却資産の名称、所在、種類

、減価償却開始年月日及び耐用年数

(3) 指定対象事業又は貸付対象事業の名称及び当該事業がグリーンアジア国際戦略総合特区に係る認定国際戦略総合特別区域計画に定められた事業のいずれに該当するかの別

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項
付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の付則第15条の5の規定は、平成25年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成24年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

北九州市市民センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年10月4日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市条例第38号

北九州市市民センター条例の一部を改正する条例

北九州市市民センター条例（平成6年北九州市条例第49号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

北九州市立松ヶ江北市民センター	北九州市門司区大字畑903番地	を
北九州市立松ヶ江北市民センター	北九州市門司区大字畑903番地	に
北九州市立松ヶ江北市民センター伊川市民サブセンター	北九州市門司区大字伊川1462番地の1	に

改める。

付 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

北九州市環境ミュージアム条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年10月4日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市条例第39号

北九州市環境ミュージアム条例の一部を改正する条例

北九州市環境ミュージアム条例（平成14年北九州市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「及び設備」を「、設備及び体験型環境学習事業」に改め、同条第2項第3号中「ミュージアムの施設等」を「別表に掲げるミュージアムの施設及び設備」に改める。

別表中

「

音響設備	1時間又はその端数ごとに500円以下の範囲内で規則で定める額	を
------	--------------------------------	---

」

「

音響設備	1時間又はその端数ごとに500円以下の範囲内で規則で定める額			
体験型環境学習事業	一般	1人	2,000円	1 市内の高等学校の生徒以下の者が教育課程に基づく教育活動として教員の引率の下に利用するときは、利用料金（当該教員に係る利用料金を含む。）を徴収しない。
	高等学校の生徒以下の者及び教育課程に基づく教育活動として利用する当該者を引率する教員	1回	1,000円	

」

				を通じ、環境の 保全に関する市 民の理解を深め るための講習を 行う事業をいう 。
--	--	--	--	----------------------------------------------------------

」

改める。

付 則

この条例は、平成24年10月5日から施行する。

北九州市響灘ビオトープ条例をここに公布する。

平成24年10月4日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市条例第40号

北九州市響灘ビオトープ条例

(設置)

第1条 北九州市若松区響町二丁目の一般廃棄物の最終処分場の跡地につくり出された貴重な自然環境を保全するとともに、生物の多様性の確保その他の自然環境の保全に関する学習及び交流の場を提供し、もって自然と共生する社会の実現に資するため、北九州市響灘ビオトープ（以下「ビオトープ」という。）を同区響町一丁目126番1及び響町二丁目に設置する。

(事業)

第2条 ビオトープは、次に掲げる事業を行う。

- (1) ビオトープの自然環境の保全に関する事業
- (2) 自然環境の保全に関する学習及び交流の場を提供する事業
- (3) 自然環境の保全に関する理解を深める事業
- (4) 自然環境の保全に関する情報の収集及び提供に関する事業
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業

(行為の制限)

第3条 ビオトープにおいて、次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

- (1) 展示会、集会その他これらに類する催しをすること。
- (2) 動物を捕獲すること。
- (3) 竹木を採取し、又は植物を採集すること。
- (4) 立入禁止区域に立ち入ること。

(行為の禁止)

第4条 ビオトープにおいて、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 動物（身体障害者補助犬法（平成14年法律第49号）第2条第1項に規定する身体障害者補助犬を除く。）並びに竹木及び植物を故意に持ち込むこと。
- (2) 他人の使用を妨げ、又は他人に危険を感じさせる行為をすること。
- (3) ビオトープの施設を損傷し、又は汚損すること。
- (4) 花火等の火気を使用すること。
- (5) ごみその他の汚物を捨てること。
- (6) 動物を殺傷すること。

(使用の制限及び禁止)

第5条 市長は、ビオトープの維持管理上必要があるときは、ビオトープの使用を制限し、又は禁止することができる。

(使用の許可)

第6条 別表に掲げるビオトープの施設及び設備（以下「ビオトープの施設等」という。）を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、前項の許可をしないものとする。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) ビオトープの設置の目的に反するとき。
- (3) ビオトープの施設等を損傷するおそれがあると認められるとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、ビオトープの管理上支障があると認められるとき。

(使用の許可の取消し等)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、この条例の規定による許可を取り消し、若しくは許可に付した条件を変更し、又は行為若しくは使用の中止若しくはビオトープからの退去を命ずることができる。

- (1) 前条第2項各号のいずれかに該当するとき。
- (2) この条例若しくはこの条例に基づく処分に違反し、又は関係職員の指示に従わなかったとき。
- (3) 詐欺その他不正の行為により使用の許可を受けたとき。

(使用料)

第8条 市は、ビオトープの施設等の使用につき、別表に定める使用料を徴収する。

2 使用料は、使用の許可の際納入しなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(使用料の減免等)

第9条 市長は、公益上その他特に必要があると認めるときは、使用料を減免し、又は使用料の徴収を猶予することができる。

(使用料の不返還)

第10条 既に納付した使用料は、返還しない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(委任)

第11条 この条例に規定するもののほか、ビオトープの管理に関し必要な事

項は、市長が定める。

(罰則)

第12条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

(1) 第3条の規定に違反して、許可を受けないで同条各号に掲げる行為をした者

(2) 第4条の規定に違反して同条各号に掲げる行為をした者

2 詐欺その他不正の行為により、使用料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料に処する。

付 則

この条例は、平成24年10月6日から施行する。

別表(第6条、第8条関係)

区分		使用料				
施設	ビオトープ園	入園料	区分		一般	小・中学校の児童及び生徒
			個人	1人 1回	円	円
					100	50
	団体(30人以上)		80	40		
	講義室	1時間又はその端数ごとに1,600円				
設備	映像設備	1時間又はその端数ごとに1,500円以下の範囲内で規則で定める額				
	音響設備	1時間又はその端数ごとに500円以下の範囲内で規則で定める額				

備考 講義室の使用料については、営利を主たる目的とする使用に係る場合の額は、規定の額の20割に相当する額とする。

北九州市水道法施行条例をここに公布する。

平成24年10月4日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市条例第41号

北九州市水道法施行条例

(趣旨)

第1条 水道法(昭和32年法律第177号。以下「法」という。)の施行については、法、水道法施行令(昭和32年政令第336号)、水道法施行規則(昭和32年厚生省令第45号)その他別に定めがあるもののほか、この条例の定めるところによる。

(布設工事監督者に監督業務を行わせる布設工事)

第2条 法第12条第1項(法第31条において準用する場合を含む。)に規定する条例で定める水道の布設工事は、法第3条第8項に規定する水道施設の新設又は次の各号に掲げる水道施設の増設若しくは改造の工事とする。

(1) 1日最大給水量、水源の種別、取水地点又は浄水方法の変更に係る工事

(2) 沈でん池、ろ過池、浄水池、消毒設備又は配水池の新設、増設又は大規模の改造に係る工事

(布設工事監督者の資格)

第3条 法第12条第2項(法第31条において準用する場合を含む。)に規定する条例で定める資格は、次の各号のいずれかとする。

(1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する大学(同法第108条第2項に規定する大学(第3号において「短期大学」という。))を除く。以下同じ。)の土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学又は水道工学に関する学科目を修めて卒業した後、2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者であること。

(2) 学校教育法第1条に規定する大学の土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学及び水道工学に関する学科目以外の学科目を修めて卒業した後、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者であること。

(3) 短期大学又は学校教育法第1条に規定する高等専門学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、5年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者であること。

(4) 学校教育法第1条に規定する高等学校又は中等教育学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、7年以上水道に関する

技術上の実務に従事した経験を有する者であること。

(5) 10年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者であること。

(6) 前各号に掲げる者と同等以上の技能を有すると管理者が認める者であること。

(水道技術管理者の資格)

第4条 法第19条第3項(法第31条において準用する場合を含む。)に規定する条例で定める資格は、次の各号のいずれかとする。

(1) 前条各号のいずれかに該当する者であること。

(2) 前条第1号、第3号又は第4号に規定する学校において土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目を修めて卒業した後、同条第1号に規定する学校を卒業した者については4年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者については6年以上、同条第4号に規定する学校を卒業した者については8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者であること。

(3) 10年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者であること。

(4) 前2号に掲げる者と同等以上の技能を有すると管理者が認める者であること。

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

北九州市下水道条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年10月4日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市条例第42号

北九州市下水道条例の一部を改正する条例

北九州市下水道条例（昭和39年北九州市条例第39号）の一部を次のように改正する。

目次中「第1章 総則（第1条・第2条）」を「第1章 総則（第1条・第2条）」を
第2章 公共下水道の構造
2条）
に、「第2章」を「第3章」に、「第3章」を「第4章」に、「第4章」を「第5章」に、「第5章」を「第6章」に改める。

第1条中「及び都市下水路」を削る。

第2条第1号中「、「都市下水路」」を削る。

第5章を第6章とする。

第25条第1項及び第26条第1項中「及び都市下水路」を削る。

第29条の2中「第5章」を「第6章」に改める。

第4章を第5章とし、第3章を第4章とし、第2章を第3章とし、第1章の次に次の1章を加える。

第2章 公共下水道の構造の基準等

（公共下水道の構造の基準）

第2条の2 法第7条第2項に規定する条例で定める技術上の基準は、次条から第2条の6までに定めるところによる。

（排水施設及び処理施設に共通する構造の基準）

第2条の3 排水施設及び処理施設（これを補完する施設を含む。第2条の5において同じ。）に共通する構造の基準は、次のとおりとする。

（1） 堅固で耐久力を有する構造とすること。

（2） コンクリートその他の耐水性の材料で造り、かつ、漏水及び地下水の浸入を最少限度のものとする措置が講ぜられていること。ただし、雨水を排除すべきものについては、多孔管その他雨水を地下に浸透させる機能を有するものとする事ができる。

（3） 屋外にあるもの（生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生ずるおそれのないものとして管理者が定めるものを除く。）にあっては、覆い又は柵の設置その他下水の飛散を防止し、及び人の立入りを制限する措

置が講ぜられていること。

(4) 下水の貯留等により腐食するおそれのある部分にあっては、ステンレス鋼その他の腐食しにくい材料で造り、又は腐食を防止する措置が講ぜられていること。

(5) 地震によって下水の排除及び処理に支障が生じないように地盤の改良、可撓継手の設置その他の管理者が定める措置が講ぜられていること。

(排水施設の構造の基準)

第2条の4 排水施設の構造の基準は、前条に定めるもののほか、次のとおりとする。

(1) 排水管の内径及び排水渠の断面積は、管理者が定める数値を下回らないものとし、かつ、計画下水量に応じ、排除すべき下水を支障なく流下させることができるものとする。

(2) 流下する下水の水勢により損傷するおそれのある部分にあっては、減勢工の設置その他水勢を緩和する措置が講ぜられていること。

(3) 暗渠その他の地下に設ける構造の部分で流下する下水により気圧が急激に変動する箇所においては、排気口の設置その他気圧の急激な変動を緩和する措置が講ぜられていること。

(4) 暗渠である構造の部分の下水の流路の方向又は勾配が著しく変化する箇所その他管渠の清掃上必要な箇所においては、マンホールを設けること。

(5) マス又はマンホールには、ふた（汚水を排除すべきマス又はマンホールにあっては、密閉することができるふた）を設けること。

(処理施設の構造の基準)

第2条の5 第2条の3に定めるもののほか、処理施設（終末処理場であるものに限る。第2号において同じ。）の構造の基準は、次のとおりとする。

(1) 脱臭施設の設置その他臭気の発散を防止する措置が講ぜられていること。

(2) 汚泥処理施設（汚泥を処理する処理施設をいう。以下同じ。）は、汚泥の処理に伴う排気、排液又は残さい物により生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じないように管理者が定める措置が講ぜられていること。

(適用除外)

第2条の6 前3条の規定は、次に掲げる公共下水道については、適用しない。

(1) 工事を施行するために仮に設けられる公共下水道

- (2) 非常災害のために必要な応急措置として設けられる公共下水道
(終末処理場の維持管理)

第2条の7 法第21条第2項の規定による終末処理場の維持管理は、次に定めるところにより行うものとする。

- (1) 活性汚泥を使用する処理方法によるときは、活性汚泥の解体又は膨化を生じないようにエアレーションを調節すること。
- (2) 沈砂池又は沈殿池のどろために砂、汚泥等が満ちたときは、速やかにこれを除去すること。
- (3) 急速ろ過法によるときは、ろ床が詰まらないように定期的にその洗浄等を行うとともに、ろ材が流出しないように水量又は水圧を調節すること。
- (4) 前3号に定めるもののほか、施設の機能を維持するために必要な措置を講ずること。
- (5) 臭気の発散及び蚊、はえ等の発生の防止に努めるとともに、構内の清潔を保持すること。
- (6) 前号に定めるもののほか、汚泥処理施設には、汚泥の処理に伴う排気、排液又は残さい物により生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じないよう管理者が定める措置を講ずること。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

北九州市響灘ビオトープ条例施行規則をここに公布する。

平成24年10月4日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第78号

北九州市響灘ビオトープ条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、北九州市響灘ビオトープ条例（平成24年北九州市条例第40号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(供用時間)

第2条 北九州市響灘ビオトープ（以下「ビオトープ」という。）の供用時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、ビオトープ園への入園は、午後4時30分までとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めるときは、供用時間を変更することができる。

(休業日)

第3条 ビオトープの休業日は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休業日を指定することができる。

(1) 火曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは、その翌日）

(2) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）

(使用申請の受付)

第4条 条例第6条第1項の許可の申請は、使用しようとする日の3月前から受け付けるものとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(設備の使用料)

第5条 条例別表の設備の項の規則で定める額は、別表のとおりとする。

(使用料の返還)

第6条 条例第10条ただし書の規定に基づき、次の各号に掲げるときは、当該各号に定める額を返還する。

(1) 天災その他使用者（条例第6条第1項の許可を受けた者をいう。次号において同じ。）の責めによらない事由により使用できないとき 使用料の全額

(2) 使用日(条例第6条第1項の許可を受けた使用の日をいう。)の40日前までに使用者が使用の取りやめを申し出た場合で市長が相当の理由があると認めるとき 使用料の5割に相当する額
(権利の譲渡等の禁止)

第7条 条例第3条又は第6条第1項の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、その許可に係る権利を譲渡し、又は転貸してはならない。
(設備の変更禁止)

第8条 使用者は、ビオトープに特別の設備をし、又は変更を加えてはならない。ただし、あらかじめ市長の許可を受けたときは、この限りでない。
(原状回復の義務)

第9条 使用者は、ビオトープの使用を終了したときは、直ちに、使用した部分を原状に回復しなければならない。条例第7条の規定により許可を取り消され、又は行為若しくは使用の中止若しくはビオトープからの退去を命じられたときも、同様とする。
(損害賠償の義務)

第10条 ビオトープに損害を与えた者は、その損害を賠償しなければならない。
(委任)

第11条 この規則の施行に関し必要な事項は、環境局長が定める。
付 則

この規則は、平成24年10月6日から施行する。

別表(第5条関係)

設備		使用料の額
映像設備	液晶プロジェクター	1台につき1時間又はその端数ごとに1,500円
	スクリーン	1枚につき1時間又はその端数ごとに200円
	DVDレコーダー	1台につき1時間又はその端数ごとに500円
音響設備	ワイヤレスマイク	1台につき1時間又はその端数ごとに500円
	拡声装置	1台につき1時間又はその端数ごとに500円

北九州市上下水道局管理規程第2号

北九州市水道法施行条例の施行に関する規程を次のように定める。

平成24年10月4日

北九州市上下水道局長 吉 田 一 彦

北九州市水道法施行条例の施行に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、北九州市水道法施行条例（平成24年北九州市条例第41号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(布設工事監督者の資格)

第2条 条例第3条第6号に規定する同条第1号から第5号までに掲げる者と同等以上の技能を有すると管理者が認める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 条例第3条第1号に規定する学校の土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学又は水道工学に関する学科目を修めて卒業した者であって、学校教育法（昭和22年法律第26号）第91条第2項に規定する大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する課程を修了し、又は同法第100条に規定する大学院の研究科において1年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(2) 条例第3条第1号に規定する学校の土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学及び水道工学に関する学科目以外の学科目を修めて卒業した者であって、学校教育法第91条第2項に規定する大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する課程を修了し、又は同法第100条に規定する大学院の研究科において1年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(3) 外国の学校において、衛生工学又は水道工学に関する学科目に相当する学科目を条例第3条第1号に規定する学校の土木工学科又はこれに相当する課程において修得する程度と同等以上に修得した後、2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(4) 外国の学校において、衛生工学及び水道工学に関する学科目に相当する学科目以外の学科目を条例第3条第1号に規定する学校の土木工学科又はこれに相当する課程において修得する程度と同等以上に修得した後、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(5) 外国の学校において、土木科に相当する課程を条例第3条第3号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、5年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(6) 外国の学校において、土木科に相当する課程を条例第3条第4号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(7) 技術士法（昭和58年法律第25号）第4条第1項の規定による第二次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道又は水道環境を選択したものに限る。）であって、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

（水道技術管理者の資格）

第3条 条例第4条第4号に規定する同条第2号及び第3号に掲げる者と同等以上の技能を有すると管理者が認める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 条例第3条第1号、第3号又は第4号に規定する学校において工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目以外の学科目を修めて卒業した後、同条第1号に規定する学校を卒業した者については5年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者については7年以上、同条第4号に規定する学校を卒業した者については9年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(2) 外国の学校において、土木工学以外の工学、理学、農学、医学又は薬学に関する学科目に相当する学科目を条例第3条第1号、第3号又は第4号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、同条第1号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した者については4年以上、同条第3号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した者については6年以上、同条第4号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した者については8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(3) 外国の学校において、工学、理学、農学、医学又は薬学に関する学科目に相当する学科目以外の学科目を条例第3条第1号、第3号又は第4号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、同条第1号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した者については5年以上、同条第3号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した者については7年以上、同条第4号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した者については9年以上水道に関する技術

上の実務に従事した経験を有する者

(4) 水道法施行規則（昭和32年厚生省令第45号）第14条第3号に
規定する水道の管理に関する講習の課程を修了した者

付 則

この規程は、公布の日から施行する。

北九州市上下水道局管理規程第3号

北九州市下水道条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成24年10月4日

北九州市上下水道局長 吉 田 一 彦

北九州市下水道条例施行規程の一部を改正する規程

北九州市下水道条例施行規程（平成24年北九州市水道局管理規程第37号）の一部を次のように改正する。

第1条中「北九州市下水道条例（昭和39年北九州市条例第39号。以下「条例」という。）」を「条例」に改め、同条を第1条の6とし、同条の前に次の5条を加える。

（生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じるおそれのない排水施設及び処理施設）

第1条 北九州市下水道条例（昭和39年北九州市条例第39号。以下「条例」という。）第2条の3第3号に規定する管理者が定めるものは、次の各号のいずれかに該当する排水施設及び処理施設（これらの施設を補完する施設を含む。次条において同じ。）とする。

（1） 排水管その他の下水が飛散し、及び人が立ち入るおそれのない構造の施設

（2） 人が立ち入ることが予定される部分を有する施設にあっては、当該部分を流下する下水の上流端における水質が次に掲げる基準に適合する施設

ア 下水道法施行令（昭和34年政令第147号）第6条に規定する基準

イ 大腸菌が検出されないこと。

ウ 濁度が2度以下であること。

（3） 前2号に掲げるもののほか、周辺の土地の利用の状況、当該施設に係る下水の水質その他の状況からみて、生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生ずるおそれがないと認められる施設

2 前項第2号イ及びウに規定する基準は、国土交通大臣が定める方法により検定した場合における検出値によるものとする。

（地震によって下水の排除及び処理に支障が生じないよう講ずる措置）

第1条の2 条例第2条の3第5号に規定する管理者が定める措置は、排水施設及び処理施設について次項及び第3項に規定する耐震性能を確保するために講ずべきものとして次に掲げる措置とする。

（1） 排水施設又は処理施設の周辺の地盤（埋戻し土を含む。次号及び第4号において同じ。）に液状化が生ずるおそれがある場合においては、周

辺の地盤の改良、埋戻し土の締固め若しくは固化若しくは砕石による埋戻し又は杭基礎の強化その他の損傷の防止又は軽減のための有効な措置

(2) 排水施設又は処理施設の周辺の地盤に側方流動が生ずるおそれがある場合においては、護岸の強化又は地下連続壁の設置その他の損傷の防止又は軽減のための有効な措置

(3) 排水施設又は処理施設の伸縮その他の変形により当該排水施設又は処理施設に損傷が生ずるおそれがある場合においては、可撓^{とろ}継手又は伸縮継手の設置その他の損傷の防止又は軽減のための有効な措置

(4) 前3号に定めるもののほか、排水施設又は処理施設に用いられる材料、排水施設又は処理施設の周辺の地盤その他の諸条件を勘案して、次項及び第3項に規定する耐震性能を確保するために必要と認められる措置

2 重要な排水施設（本市の防災対策上必要と認められる施設の下水を排除するために設けられる排水施設その他の都市機能の維持を図る上で重要な排水施設及び破損した場合に二次災害を誘発するおそれがあり、又は復旧が極めて困難であると見込まれる排水施設をいう。次項において同じ。）及び処理施設の耐震性能は、次に定めるとおりとする。

(1) レベル1地震動（施設の供用期間内に発生する確率が高い地震動をいう。）に対して、所要の構造の安定を確保し、かつ、当該排水施設及び処理施設の健全な流下能力及び処理機能を損なわないこと。

(2) レベル2地震動（施設の供用期間内に発生する確率が低いが、大きな強度を有する地震動をいう。）に対して、生じる被害が軽微であり、かつ、地震後の速やかな流下能力及び処理機能の回復が可能なものとし、当該排水施設及び処理施設の所期の流下能力及び処理機能を保持すること。

3 重要な排水施設以外の排水施設の耐震性能は、前項第1号に定めるとおりとする。

（排水管内径及び排水^{きよ}渠の断面積の数値）

第1条の3 条例第2条の4第1号に規定する管理者が定める数値は、排水管内径については100ミリメートル（自然流下によらない排水管については30ミリメートル）とし、排水渠の断面積については5,000平方ミリメートルとする。

（処理施設の構造について生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じないよう講ずる措置）

第1条の4 条例第2条の5第2号に規定する管理者が定める措置は、次に定めるとおりとする。

(1) 汚泥の処理に伴う排気による生活環境の保全又は人の健康の保護上

- の支障が生じないようにするための排ガス処理設備の設置その他の措置
- (2) 汚泥の処理に伴う排液による生活環境の保全又は人の健康の保護上の支障が生じないようにするための排液を水処理施設に送水する導管の設置その他の措置
 - (3) 汚泥の処理に伴う残さい物による生活環境の保全又は人の健康の保護上の支障が生じないようにするための残さい物の飛散及び流出を防止する覆いの設置その他の措置
- (汚泥処理施設について生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じないように講ずる措置)

第1条の5 条例第2条の7第6号に規定する管理者が定める措置は、次に定めるとおりとする。

- (1) 汚泥の処理に伴う排気による生活環境の保全又は人の健康の保護上の支障が生じないようにするための排ガス処理等の措置
- (2) 汚泥の処理に伴う排液による生活環境の保全又は人の健康の保護上の支障が生じないようにするための排液の水処理施設への送水等の措置
- (3) 汚泥の処理に伴う残さい物による生活環境の保全又は人の健康の保護上の支障が生じないようにするための残さい物の飛散及び流出の防止等の措置

第30条第6号中「公共下水道、都市下水路占用許可書」を「公共下水道占用許可書」に改める。

付 則

この規程は、公布の日から施行する。